

## 因果パワー説と行為論

傾向性の発現としての行為

鈴木雄大(国際武道大学)

因果性に関する理論として「因果パワー説」ないし「傾向性主義」と呼ばれる理論がある。本発表ではこうした傾向性主義を、行為の哲学と接続することで、傾向性主義に対して行為論からの一定のサポートをもたらす、また傾向性主義がもたらす行為の新しい考え方を示す。傾向性主義は傾向性(パワー)をカテゴリーカルな性質に還元できないリアルなものとして認めた上で、因果関係を傾向性が発現することとして捉える。たとえば石が窓に当たって窓が割れることは、石が窓に当たる出来事と窓が割れる出来事の二項関係として捉えられるのではなく、石が窓に当たることによって窓の脆さという傾向性が発現することとして捉えられる。しかし「脆さ」のような傾向性は、壊れるというような未だ実現していない状態を志向するものとして存在するとされるため、そうした存在への根強い懐疑がある。本発表ではそうした懐疑に対し、主に行為論からの擁護論を提出する。その一つは、傾向性の導入は逸脱因果を解決するという論点である。たとえばロープを離したいという欲求(ないし意図)が、動揺を引き起こし、その動揺がロープを離すことを引き起こしたという有名な例では、ロープを離すことがそうしたいという欲求(ないし意図)によって引き起こされたにもかかわらず行為でないということは、ロープを離すことがそのための行為者の傾向性(パワー)の発現ではないということによって説明可能である。他の点でも、傾向性を還元不可能でリアルなものとして捉えることにメリットがあることを論じたい。さらに本発表は、以上の傾向性主義を行為論に適用することで、標準的な理論とは大きく異なった、新しい行為観が得られることを示す。D. デイヴィッドソンの路線に従った標準的理論では、行為は身体運動と同一視された上で、身体運動が行為であるかはそれとは異なるものとされた原因が何であるか、すなわち欲求・信念・意図などの適切な心的態度によって引き起こされたかどうかに応じて決まると考えられる。たとえば手を動かすことは、そうしようという意図が原因で引き起こされたならば行為だし、痙攣によって引き起こされたならば行為ではない。これに対して傾向性主義によれば、ある身体運動が行為かどうかは、その身体運動が適切な傾向性の発現かどうかによって決まる。つまりある身体運動が行為であるかどうかは、それとは異なる外在的なものとされた原因が何であるかによってではなく、それにとって内在的な傾向性が何であるかによって決まるのである。行為にとって必要な傾向性がどのようなものでなければならぬかについても、本発表でその条件を特定する。